

# 日本学生支援機構奨学金を貸与中のみなさんへ

## 留学する際の手続について

日本学生支援機構奨学金の第一種と第二種を貸与中に、留学する場合の手続きの方法が一部変更になりました。以下を確認して、手続が必要な方は早めに窓口へ手続きにきてください。  
(給付奨学金は手続き方法が異なりますので、留学が決まった方は窓口にも必ず申し出てください。)

### ○留学または在学の身分で留学する場合

奨学金を停止する場合 … 「異動届(様式1-1)」を提出

奨学金の貸与を継続したい場合 … 今年度から、書類の提出が不要になりました。

ただし、留学中も年1回の継続手続き(インターネット)が必要です。手続期間や方法を岡大HPと岡大Gmailでお知らせしますので、留学中も確認してください。

### ○休学の身分で留学する場合

奨学金を停止する場合 … 「異動届(様式1-1)」を提出

奨学金の貸与を継続したい場合 … 「留学奨学金継続願(様式8)」と「留学先機関発行の入学許可書の写し(日本語訳を添付)※」を提出。 ※詳細を事前に窓口でおたずねください。

留学終了後も休学期間がある場合は、「異動届(様式1-1)」を提出し、奨学金を停止する必要があります。

### ○留意事項：

1. 書類を記入する際に、印鑑(シャチハタ不可)と奨学生番号がわかるものが必要ですので持参してください。
2. 奨学金の貸与の継続は、留学先が「大学」又は「大学院」である場合に限りです。(それ以外は停止が必要です。)
3. 留学中に奨学金の貸与を継続した場合も、奨学金の貸与期間の延長はありませんので、留学に伴い、卒業予定が延期となった場合は、卒業前に奨学金の貸与が終了します。(ただし、第二種のみ、貸与期間の延長が認められる場合がありますので、希望者は窓口で相談してください。)

### ○担当窓口：学務部学生支援課 奨学金担当 (一般教育棟A棟2階⑥番窓口/平日8時30分～17時)

※夜間主コース、医学部、歯学部、医歯薬学総合研究科(医学系・歯学系)、保健学研究科の方は所属学部(研究科)の教務担当でも受付します。

2019年6月 学務部学生支援課